

株主各位

【交付書面】
証券コード 6486
(電子提供措置の開始日)2024年5月23日
(発送日)2024年6月5日

(本店所在地) 東京都港区芝大門1丁目12番15号

(本社事務所) 東京都港区芝公園2丁目4番1号
芝パークビルB館14階

イーグル工業株式会社

取締役社長 鶴 鉄二

2023年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2023年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「IR資料」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。

当社ウェブサイト

<https://www.ekkeagle.com/jp/>



【東京証券取引所 掲載ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「イーグル工業」、または「コード」に当社の証券コード「6486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの案内に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）				
2 場 所	東京都港区芝公園2丁目4番1号 芝パークビルB館 地下1階 AP浜松町 N・Oルーム ご来場の際は末尾の「株主総会 会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。会場を変更する場合はインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ekkeagle.com/jp/)にてご案内いたします。				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件
報告事項	1. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件				

●2024年3月末までに書面交付請求された株主様に対しては、電子提供措置事項を記載した書面(本書面)をお送りいたします。法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、本書面からは次に掲げる事項を除いております。

・事業報告

- (1)企業集団の現況に関する事項のうち「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」
- (2)会社役員に関する事項のうち「社外役員に関する事項」
- (3)会社の株式に関する事項
- (4)会社の新株予約権等に関する事項
- (5)会計監査人の状況
- (6)業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

・計算書類「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・計算書類に係る会計監査報告

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前および修正後の事項を上記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分行使分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
御中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年××月××日

最寄口座の二桁有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

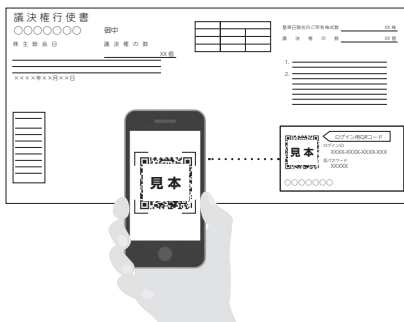
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができません。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株式会社
議決権行使書の記入方法

第1 国定総会
開催日 平成20年 3月21日
株主番号 1000000
行使できる議決権の数 10権

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。同意する場合はボタンを選択して次画面におすすみください。

会社情報まで画面を形成、株主情報の全てを承認を受けとされる場合があります。

確認情報へ

賛否行使内容へ

議決権行使

議決権行使(戻る)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配当金につきまして、中長期的な成長に向け、利益還元と内部留保のバランスを考慮した安定的な配当を行うことを基本的な方針としております。

上記に合わせ、2023年度より開始した3カ年の中期経営計画期間中においては、DOE3.0%以上を目安としていることにより、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

2023年度の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき45円といたしたいと存じます。なお、既に1株につき35円の間配当金を支払済につき、1株あたりの年間配当金は80円となります。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 45円 配当総額 2,104,050,060円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月26日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

①当社は、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任し、意思決定の迅速化を実現するとともに、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレートガバナンスの向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要となる、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）、第46条（期末配当金）及び第47条（中間配当金）を削除するものであります。

③上記変更に伴う、条数等の変更や平仄の統一等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
<u>第6条（自己の株式の取得）</u>	（削除）
<u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第7条～第8条（条文省略）	第6条～第7条（現行どおり）
第9条（株主名簿管理人） （条文省略）	第8条（株主名簿管理人） （現行どおり）
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は <u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
<p>第10条 (株式取扱規則)</p> <p>当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株式取扱規則)</p> <p>当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の員数及び選任)</p> <p>当会社の取締役は12名以内とする。</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (取締役の員数及び選任)</p> <p>当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は12名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②当会社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、6名以内とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>
② (条文省略)	④ (現行どおり)
③ (条文省略)	⑤ (現行どおり)
<p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第19条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって <u>監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p>
<p>②取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長・社長各1名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>②取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から会長・社長各1名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	③補欠又は増員のため選任された <u>監査等委員</u> でない取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	④任期の満了前に退任した <u>監査等委員</u> の補欠として選任された <u>監査等委員</u> の任期は、退任した <u>監査等委員</u> の任期の満了する時までとする。
第22条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第21条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
第23条～第24条（条文省略） 第25条（取締役会の権限） 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、 <u>当社の業務執行を決定する。</u>	第22条～23条（現行どおり） (削除)
②取締役会に関する事項は、 <u>取締役会で定める取締役会規則による。</u>	第24条（業務執行の決定の取締役への委任） 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(新設)	第25条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、 <u>法令又は定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。</u>
(新設)	第26条（現行どおり） 第27条（取締役会の招集通知）
第26条（条文省略） 第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第26条（現行どおり） 第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第31条（<u>監査役及び監査役会の設置</u>） 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>第32条（<u>監査役の員数及び選任</u>） 当社の監査役は5名以内とする。 <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第33条（<u>監査役の任期</u>） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第34条（<u>監査役の報酬等</u>） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第35条（<u>監査役の責任免除</u>） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第29条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第31条（<u>監査等委員会の設置</u>） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>第36条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第32条（常勤監査等委員） 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第37条（監査役会の権限） 監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>②監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	
<p>第38条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第33条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>②監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>②監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第39条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第34条（監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>第40条（監査役会の議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>第35条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第36条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条~第43条（条文省略）</p> <p>第44条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第37条~第39条（現行どおり）</p> <p>第40条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第45条（条文省略）</p> <p>第46条（期末配当金）</p> <p>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第41条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>
<p>第47条（中間配当金）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第42条（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第43条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第48条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第44条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、2023年度定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における答申を受けて、取締役会で決定したものです。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

つる
鶴

てつじ
鉄二 (1949年8月16日生)

所有する当社の株式数…………… 157,433株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

男性

〔略歴、当社における地位および担当〕

1972年4月	NOK株式会社入社	1984年4月	当社専務取締役
1977年6月	NOK INC. 取締役副社長	1985年6月	当社代表取締役副社長
1979年6月	当社取締役	1989年6月	当社代表取締役社長
1981年6月	マサチューセッツ工科大学 経営大学院修士課程修了（MBA取得）	2006年6月	NOK株式会社取締役
1982年1月	当社常務取締役	2018年6月	当社代表取締役会長兼社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

イーグルブルグマンジャパン株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の代表取締役社長を務めており、その事業経営活動における豊富な知見、経験を踏まえ、引き続き選任をお願いいたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

なか
中

おまさき
尾正樹 (1955年4月9日生)

所有する当社の株式数…………… 25,200株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

男性

〔略歴、当社における地位および担当〕

1980年4月	当社入社	2018年6月	当社専務取締役経営企画室長
2005年6月	当社取締役	2020年10月	当社代表取締役副社長経営企画室長
2009年6月	当社執行役員	2022年6月	当社代表取締役副社長
2011年1月	当社常務執行役員経営企画室長	2023年2月	当社代表取締役副社長防衛関連統括室長（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業推進および経営企画に関し、豊富な経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いいたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

^あ^べ^{しん}^じ
安部 信二 (1959年1月14日生)

所有する当社の株式数…………… 46,200株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1981年4月	NOK株式会社入社	2010年6月	当社専務取締役営業本部長
2004年10月	同社営業本部安城第一支店長	2020年4月	当社専務取締役グローバル品質・環境管理室長(現:安全環境品質管理室長)
2007年6月	当社取締役		
2008年6月	当社常務取締役	2022年6月	当社代表取締役専務安全環境品質管理室長(現任)
2009年6月	当社常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループ製品の営業・販売活動に豊富な経験と実績を有しており、これらの知見を活かした当社での品質管理ならびに安全衛生・環境管理活動の更なる推進のため、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

^う^え^む^ら^の^り^お
上村 訓右 (1959年2月24日生)

所有する当社の株式数…………… 25,400株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1989年3月	NOK株式会社入社	2014年6月	当社専務取締役技術本部長
2010年6月	当社執行役員	2016年3月	工学博士
2014年1月	当社常務執行役員	2022年6月	当社代表取締役専務技術本部長(現任)

取締役候補者とした理由

当社グループ製品およびサービス等の技術に関し、豊富な経験と実績を有しており、工学博士としての深い見識も踏まえ、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

^し^ま^だ^ま^さ^ひ^で
嶋田 雅英 (1966年3月19日生)

所有する当社の株式数…………… 16,200株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1988年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員AI・CI事業部長
2011年4月	当社AI・CI事業部生産技術部長	2022年6月	当社専務取締役AI・CI事業部長
2018年6月	当社執行役員AI・CI事業部副事業部長	2023年2月	同 AI・CI事業部長兼原発関連統括室長(現任)
2019年6月	当社執行役員AI・CI事業部長		

取締役候補者とした理由

当社の自動車・建設機械業界向け事業の生産技術をはじめ当該事業の統括に関する豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

やまもと ひで たか
山本 英貴 (1960年4月20日生)

所有する当社の株式数…………… 6,800株
取締役就任以降の取締役会出席状況 10/10回

再任

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1987年 4月	当社入社	2020年11月	当社常務執行役員営業本部長 兼AI・CI事業部副事業部長
2018年 1月	当社執行役員営業本部副本部長	2023年 4月	当社常務執行役員営業本部長
2020年 4月	当社常務執行役員営業本部長	2023年 6月	当社専務取締役営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの製品・サービスに関する営業・販売活動に関する豊富な経験と実績を有しており、さらなる拡販・営業活動推進のため、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

なかざわ りょう た
中澤 亮大 (1985年3月2日生)

所有する当社の株式数…………… 2,300株
取締役会出席状況…………… —

新任

男性

[略歴、当社における地位および担当]

2007年 4月	株式会社三陽商会入社	2022年 6月	当社常務執行役員経営企画室長
2017年 3月	当社入社	2023年 2月	当社常務執行役員経営企画室長 兼 防衛関連統括室副室長 (現任)
2021年 4月	当社経営企画室副室長		
2021年 6月	当社執行役員経営企画室長		

取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業推進および経営企画に関し、豊富な経験と実績を有しており、新たに選任をお願いしたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

き っ か わ
吉 川

ま こ と
實 (1947年8月25日生)

所有する当社の株式数…………… —
取締役就任以降の取締役会出席状況 10/10回

再 任

社 外

男 性

[略歴、当社における地位および担当]

1970年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2007年 4月	協和発酵工業株式会社執行役員
1998年11月	株式会社日本長期信用銀行取締役副頭取	2007年 6月	同社執行役員 兼 協和発酵ケミカル株式会社代表取締役社長
2000年 3月	株式会社日本興業銀行常務執行役員	2012年 4月	KHネオケム株式会社代表取締役社長
2000年 9月	株式会社みずほホールディングス常務執行役員	2014年 6月	酒井重工業株式会社社外取締役
2002年 4月	株式会社みずほ銀行専務執行役員	2014年 9月	KHネオケム株式会社取締役会長
2003年 6月	株式会社ミレニアムリテイリング代表取締役副社長	2015年 6月	酒井重工業株式会社社外取締役監査等委員
		2023年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関ならびに事業会社における企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 候補者鶴 鉄二氏は、イーグルブルグマンジャパン株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者吉川 實氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者吉川 實氏は、社外取締役であります。在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由により、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、吉川實氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、吉川 實氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者				所有する当社の株式数……………	8,500株
1	い ば や す み つ 射 場 泰 光 (1961年6月29日生)			監査役就任後の取締役会出席状況…	10/10回
				監査役就任後の監査役会出席状況…	8/8回
新任	[略歴、当社における地位]				
男性	1985年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2017年 7月	当社財経本部副本部長	
	2000年11月	株式会社日本興業銀行入行	2019年 6月	当社執行役員財経本部副本部長	
	2007年10月	ステート・ストリート信託銀行株式会社 入行	2020年 1月	当社執行役員イーグルブルグマンジャパン 株式会社専務取締役	
	2010年 7月	当社入社	2023年 1月	当社執行役員財経本部副本部長	
	2013年 1月	当社財経本部経理部長	2023年 6月	当社常勤監査役（現任）	

監査等委員である取締役候補者とした理由

金融機関および当社グループの財務会計部門での豊富な経験と実績を有しており、これらの深い専門性を活かし、業務執行に関する監査に反映していただくため、新たに選任をお願いしたく監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

しょう の かつ ひこ
庄野 勝彦 (1952年2月16日生)

所有する当社の株式数…………… 1,200株
取締役就任後の取締役会出席状況… 10/10回

新任

社外

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1970年 3月	通商産業省(現 経済産業省)入省	2005年 6月	社団法人 日本産業機械工業会
1985年 7月	日本貿易振興会 (現：独立行政法人日本貿易振興機構)		(現：一般社団法人 日本産業機械工業会) 常務理事
	トロントセンター出向	2021年 5月	同 参与
2002年 6月	経済産業省 製造産業局	2023年 5月	同 参与 兼 理事(現任)
	伝統的工芸品産業室長	2023年 6月	当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

一般社団法人 日本産業機械工業会 参与 兼 理事

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

産業機械業界における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、新たに選任をお願いしたく監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

さか ぐち まさ こ
坂口 昌子 (1967年3月31日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
取締役就任後の取締役会出席状況… 10/10回

新任

社外

女性

[略歴、当社における地位および担当]

1996年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)	2014年 4月	最高裁判所司法研修所弁護教官
1999年 5月	ノースウエスタン大学ロースクール法学修士 (LL.M.)	2018年11月	司法試験考査委員(民法) 司法試験予備試験考査委員(民法)
2001年 1月	ニューヨーク州弁護士登録	2023年 6月	当社社外取締役(現任)
2009年 1月	東京簡易裁判所司法委員(現任)		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、新たに選任をお願いしたく監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外での方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

4

こ い け たかし
小池 孝 (1956年8月6日生)

所有する当社の株式数……………

取締役会出席状況……………

新任

社外

男性

[略歴、当社における地位および担当]

1980年10月	株式会社湖池屋入社	1995年11月	フレンテ株式会社(現：株式会社湖池屋) 代表取締役社長
1981年7月	同社取締役		
1986年7月	同社専務取締役	2016年9月	株式会社フレンテ(現：株式会社湖池屋) 代表取締役会長(現任)
1991年7月	同社取締役副社長		
1995年3月	同社取締役社長	2017年6月	日清シスコ株式会社非常勤取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社湖池屋 代表取締役会長
日清シスコ株式会社 非常勤取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

事業会社における企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、新たに選任をお願いしたく監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者庄野勝彦氏、坂口昌子氏、小池孝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者庄野勝彦氏、坂口昌子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両名とも1年となります。
4. 候補者庄野勝彦氏、坂口昌子氏は、2022年度定時株主総会で選任され、選任後に開催された全ての取締役会に参加しております。
5. 取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、監査等委員である取締役候補者 射場泰光氏、庄野勝彦氏、坂口昌子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額といたします。各氏の選任が承認された場合は、各氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、小池孝氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由により、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 候補者庄野勝彦氏、坂口昌子氏、小池孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各候補者の選任がご承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考) 当社が取締役に特に期待する分野

(第3号議案および第4号議案が承認された後の経営体制(予定))

		企業経営	事業戦略	営業販売	財務会計	技術 研究開発	国際性	ESG
取締役	鶴 鉄二	○	○		○		○	
	中尾 正樹	○	○				○	
	安部 信二			○				○
	上村 訓右			○		○		
	嶋田 雅英		○				○	
	山本 英貴		○	○				
	中澤 亮大		○				○	
	吉川 實	○			○			
監査等委員 である取締役	射場 泰光				○		○	
	庄野 勝彦		○			○		
	坂口 昌子						○	○
	小池 孝	○	○					

(注) 上記一覧表は、各人に特に期待される項目を記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第55回定時株主総会においてその支給上限額を年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、その範囲内で、「役員報酬等の内容の決定に関する方針」を踏まえ、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において各役位に応じて支給額を決定しております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、これに伴い、現在の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する年額の報酬額の承認をお願いするものであります。その金額は、年額550百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）とさせていただきますと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針につき、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）」または「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」、「監査役」としている部分は「監査等委員である取締役」と変更すること等を予定しております。

なお、本議案は、昨今の経済情勢及び当社の事業規模等を総合的に勘案して、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定したものであることから、必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、本議案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における答申を受けて、取締役会で決定したものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、新たに監査等委員である取締役に対する年額の報酬額の承認をお願いするものであります。その金額は、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模並びに監査等委員である取締役の役割及び職責等を総合的に勘定して、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定したものであることから、必要かつ相当な内容であると判断しております。また、本議案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における答申並びに監査役会における決議を経たうえで、取締役会で決定したものです。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2022年6月23日開催の2021年度定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについて、株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国内非居住者を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、対象者の変更のほかは、いずれも2022年6月23日開催の2021年度定時株主総会においてご承認をいただいた内容のとおりです。また、本制度は第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠で、取締役等に対して支給するものであります。

本制度は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的としております。更に、交付する株式数を中期経営計画における業績目標の達成度等と連動させることにより、業績目標の達成に向けた意欲を高めるものであります。

また、当社は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり、取締役の役員報酬等の内容の決定に関する方針をご承認いただいた内容とも整合するように変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役等の個人別の報酬等を付与するためにも必要かつ合理的な内容であると判断しております。なお、本制度の改定については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、指名報酬委員会における審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる執行役員は16名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

2. 本制度における報酬の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託を通じて当社株式が取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）について役員報酬として交付および給付（以下「交付等」という。）を行う制度です（本制度の詳細は下記(2)以降のとおり）。

<p>① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。） ・ 当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
<p>② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響</p>	
<p>当社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 300百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・ なお、現行の対象期間については、4事業年度を対象として合計1,200百万円（現行の対象期間は2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度）
<p>取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 （下記(2)および(3)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数 ・ なお、現行の対象期間については、4事業年度を対象として、合計160万株 ・ 上記の1事業年度あたりの株式数（40万株）の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.9% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定 （現行の対象期間にかかる当社株式は2022年に株式市場から取得済みであり、希薄化は生じていない）

③ 業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	・ 中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等 (現行の対象期間については、ROICおよびFTSE Russell ESGスコアの目標達成度) に応じて0~200%の範囲で変動
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	・ 対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下、「対象期間」という。）とします。なお、現行の対象期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度とすることを2022年6月23日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。当該対象期間に関する信託金の拠出および信託金を原資とする株式市場からの株式取得については2022年度中に対応しております。

当社は、対象期間毎に取締役等の報酬として拠出される信託金の上限を、300百万円に当該対象期間の事業年度数に乗じた金額（現行の対象期間である4事業年度については合計1,200百万円）としたうえで、かかる信託金を取締役等の報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対して、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円に当該対象期間の事業年度数に乗じた金額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当社株式数および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限を調整します。

①業績連動部分

取締役等に対する業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標を用いることとし、現行の対象期間においてはROICおよびFTSE Russell ESGスコアとしています。

②非業績連動部分

取締役等に対する非業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%の累計とします。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡または海外赴任することとなった取締役等については、業績連動係数を100%とした上で上記の通り算定した株式交付ポイントを速やかに付与するものとします。

本信託の対象期間について取締役等に交付等が行われる当社株式等の数（取締役等に付与されるポイントの数）の上限は、40万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とします（現行の対象期間である4事業年度に対しては合計160万株）。なお、当該取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、本制度の導入時の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。なお、対象期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、米国経済が好調な内需に支えられ堅調に推移する一方、世界的なインフレと金融引き締め政策、中国経済の停滞、地政学リスクの拡大等により先行き不透明感が強まりました。

このような事業環境のもと、当社グループの事業領域においては、業界により異なった影響を受けました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,670億42百万円（前期比6.1%増）、営業利益は81億7百万円（前期比12.5%減）、経常利益は137億99百万円（前期比12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は74億91百万円（前期比10.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメントごとの利益又は損失の測定方法を変更しております。そのため、以下の前期比較においては、前期の数値を変更後の測定方法により組み替えた数値で記載しております。

自動車・建設機械 業界向け事業	当事業は、世界の自動車生産台数の回復基調継続と併せ、為替換算の押し上げ効果もあり、当セグメントの売上高は904億68百万円（前期比6.5%増）、営業利益は16億11百万円（前期比17.7%増）となりました。
一般産業機械 業界向け事業	当事業は、インド・アジアパシフィック・日本の各地域とも好調に推移したことにより、当セグメントの売上高は384億60百万円（前期比13.9%増）、営業利益は32億28百万円（前期比13.8%増）となりました。
半導体業界 向け事業	当事業は、半導体業界の低迷長期化による投資延期等の影響を受け、当セグメントの売上高は150億80百万円（前期比9.7%減）となりました。売上減少に加え固定費の増加もあり営業損失7億53百万円（前期は営業利益15億87百万円）となりました。
船用業界向け事業	当事業は、新造船需要の増加により、当セグメントの売上高は149億84百万円（前期比10.6%増）、営業利益は33億74百万円（前期比1.4%増）となりました。
航空宇宙 業界向け事業	当事業は、衛星関連商品の販売減により、当セグメントの売上高は80億49百万円（前期比4.3%減）となりました。営業利益はプロダクトミックスにより6億25百万円（前期比343.8%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、半導体業界向け事業の新工場棟および自動車・建設機械業界向け事業の生産設備を中心に119億41百万円を実施いたしました。

これらの設備投資等の資金需要に対応するため借入金および自己資金を充当いたしました。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、半導体業界向け事業の強化に向け、2024年1月22日付で、100%出資子会社である新潟イーグル株式会社を設立しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	130,513	140,842	157,380	167,042
営業利益	(百万円)	5,802	7,560	9,264	8,107
経常利益	(百万円)	8,447	10,811	12,277	13,799
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,010	5,713	6,796	7,491
1株当たり当期純利益	(円)	81.70	116.34	139.82	160.84
総資産	(百万円)	176,508	180,955	193,232	207,107
純資産	(百万円)	92,441	103,094	112,930	125,671

〔2020年度〕新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により景気が急速に悪化し、当社事業においても販売は落ち込みましたが、固定費の抑制等利益確保に努めたことにより、売上高は減少したものの増益となりました。

〔2021年度〕前年度に引き続き、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続く中、主要国におけるワクチン接種の普及や各種経済対策により回復基調で推移し、当社事業においても増収増益となりました。

〔2022年度〕新型コロナウイルスの感染再拡大による影響が見られましたが、経済活動の正常化が進んだことで緩やかな回復基調で推移し、当社事業においても増収増益となりました。

〔2023年度〕前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
イーグルブルグマンジャパン株式会社	2,930百万円	75.0	メカニカルシールの製造、補修、修理
島根イーグル株式会社	490百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
岡山イーグル株式会社	480百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
広島イーグル株式会社	100百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
イーグルインダストリー台湾CORP.	60百万NT\$	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	32百万US\$	100.0 (100.0)	メカニカルシール、特殊バルブの製造
NEK CO., LTD.	4,277百万W	100.0	メカニカルシールの製造、販売
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	400百万TB	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
EBI アジアパシフィック PTE. LTD.	38百万S\$	75.0	アジア (日本、中国、インドおよび中近東を除く) およびオセアニア地域の関係会社統轄
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	29百万INR	50.0 (11.4)	メカニカルシールの製造、販売
イーグルホールディングヨーロッパ B.V.	2百万ユーロ	100.0	欧州地域の関係会社統轄
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A.de C.V.	866百万MXN	100.0 (0.0)	特殊バルブの製造、販売

(注) 1. 出資比率の () 内の数字は間接所有割合 (内数) であります。

2. 上記12社を含む連結子会社は41社、持分法適用関連会社は38社であります。

③ その他

建設機械、船舶および航空宇宙産業を除く一般産業機械業界向けメカニカルシール等の製造・販売において、当社はイーグルブルグマンジャーマニー社 (ドイツ) と全面的なアライアンス体制を構築しております。

(6) 対処すべき課題(当社グループを取り巻く事業環境と今後の事業展開)

現下の事業環境は、世界各地域での紛争の継続など地政学的リスクの高まりとそれらに呼応した資源価格の高騰等、企業経営への不安要素は拡大しておりますが、世界経済は概ね回復基調にあり、当社グループ事業においては、主に一般産業機械業界向け事業、船用業界向け事業を中心に堅調に推移し、過去最高の売上高の達成、ならびに経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益については当初計画を上回ることができました。

一方、主力事業である自動車・建設機械業界向け事業においては、グローバル自動車生産台数に占めるハイブリッド車、電気自動車のシェア増加と、カーエアコンコンプレッサ等の自動車補器の電動化も進み、従来の当社グループ製品の販売減少が見込まれ、100年に一度といわれる自動車業界の変革への対応が急務となっております。また、近年拡大基調にある半導体業界向け事業は、足許はシリコンサイクルの影響により、収益は落ち込んでおりますが、世界各国で各ファウンドリの生産拠点の投資が続くとともに、生成AIの活用やIoTの進展等を背景に、中長期的には確実な成長が見込まれております。

これらの環境の変化と課題を的確に把握し、各市場、顧客のニーズに適した新製品開発と生産能力の強化、コストダウン等、現中期経営計画の主要推進項目の各施策を継続し、中長期的な成長を見据えた事業体制の構築に取り組んでまいります。

セグメント別の主な課題、取り組みについては以下のとおりです。

自動車・建設機械業界向け事業

内燃機関向け自動車製品の販売減が継続した課題となりますが、新製品開発の継続と新規引合への対応を着実に進めるとともに、コストダウンを始めとした損益分岐点の低下を図り、適切な利益を確保できるよう努めてまいります。

一般産業機械業界向け事業

主要市場であるインド・アジアパシフィック地域を中心に、石油精製・石油化学プラント建設プロジェクトは今後も堅調に推移する見通しですので、受注、販売、アフターサービスのサイクルを継続し、安定した収益確保に向けたビジネスモデルを構築してまいります。

半導体業界向け事業

半導体業界全体の在庫調整等、需要は低迷していますが、今期下期中に予定している日本国内における新規生産拠点の稼働と、新製品開発、提案を含めた拡販を続け、半導体市場の回復を見据えた活動に努めてまいります。

船用業界向け事業

今期も世界的な物流増加を背景に、新造船建造隻数は増加傾向にありますので、引き続き新規販売及び着実なアフターサービスの実施に努めてまいります。

航空宇宙業界向け事業

民間航空機向け製品の開発拡販を継続するとともに、宇宙開発プロジェクト、防衛関連分野の引合も増加しておりますので、引き続き当社技術が貢献できる分野への拡販を進めてまいります。

中期経営計画の概要

基本方針：持続性ある企業体質の構築 ～Fly Sky High!～

期 間：2023年度～2025年度

主要推進項目

1. 変化への巧緻的対応
2. ESG経営
3. 永遠のゼロ — 「顧客から信頼される製品品質の確保」、「世界同一品質の確保」の実現
4. TCD/ムダ半 — 「Total Cost Down」 「ムダの排除～すべてを半分に～」
5. DXの推進
6. 次世代独自技術製品
7. 人間尊重/人財育成

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	取締役会出席状況
鶴 鉄 二	代表取締役会長兼社長	イーグルブルグマンジャパン株式会社 代表取締役会長	14回/14回
中 尾 正 樹	代表取締役副社長 防衛関連統括室長		14回/14回
安 部 信 二	代表取締役専務 安全環境品質管理室長		14回/14回
上 村 訓 右	代表取締役専務 技術本部長		14回/14回
嶋 田 雅 英	専務取締役 AI・CI事業部長 兼 原発関連統括室長		14回/14回
山 本 英 貴	専務取締役 営業本部長		10回/10回
吉 川 實	取締役		10回/10回
庄 野 勝 彦	取締役	一般社団法人 日本産業機械工業会 参与 兼 理事	10回/10回
坂 口 昌 子	取締役		10回/10回
佐 竹 秀 生	常勤監査役		14回/14回
射 場 泰 光	常勤監査役		10回/10回
前 原 望	監査役	NOK株式会社常勤監査役	14回/14回
渡 辺 英 樹	監査役	NOK株式会社常勤監査役	14回/14回
梶 谷 篤	監査役	NOK株式会社社外監査役 株式会社ディーエムエス社外取締役 信州大学社会基盤研究所特任教授	14回/14回

- (注) 1. 取締役吉川 實氏、庄野勝彦氏、坂口昌子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役山本英貴氏、吉川 實氏、庄野勝彦氏、坂口昌子氏、監査役射場泰光氏は、2022年度定時株主総会で選任され、選任後に開催されたすべての取締役会に参加しております。
3. 監査役前原 望氏、渡辺英樹氏、梶谷 篤氏は、社外監査役であります。なお、監査役梶谷 篤氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役渡辺英樹氏は、過去にNOK株式会社において財務および会計に関する業務に従事した経験があり相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役吉川 實氏、庄野勝彦氏、坂口昌子氏ならびに監査役梶谷 篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

(3) 役員損害賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			短期	中長期	
取締役 (うち社外取締役)	326 (28)	246 (28)	16 (-)	63 (-)	12 (6)
監査役 (うち社外監査役)	54 (9)	54 (9)	-	-	6 (3)
計	380 (38)	300 (38)	16 (-)	63 (-)	18 (9)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 中長期業績連動型報酬の額は役員報酬信託に関し、当事業年度中に付与したポイントにかかる費用計上額です。

3. 取締役および監査役の報酬等の額には、2023年6月27日開催の2022年度定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名および監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は5名であります。

4. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬につきましては、2009年6月24日開催の2008年度(第55回)定時株主総会にて、総額上限を360百万円以内、監査役報酬につきましては、同日、総額上限を72百万円以内とそれぞれ決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は4名となります。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の2021年度定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)を対象とした業績連動型株式報酬について、当社が拠出する信託金の上限を1事業年度あたり300百万円、交付する株式数の上限を1事業年度あたり40万株として決議しております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は5名です。

5. 当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は2022年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の

決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会での答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定しております。当事業年度の短期業績連動報酬等の額は、連結営業利益計画を95億円と定め、当年度営業利益実績が81億7百万円であったことを踏まえ、役職ごとに定める基準値(100%)に対し50%の割合で支給を決定いたしました。

中長期業績連動報酬(非金銭報酬)の内容は、当社の株式であり、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託の仕組みを活用しています。当該報酬の指標および指標を選定した理由は「③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法」のとおりであります。なお、当事業年度に係る中長期業績連動報酬等(非金銭報酬)の指標実績は、信託期間の終了する2026年3月期の結果に基づくことから未定となりますが、当事業年度の中長期業績連動報酬等(非金銭報酬)の額は、株式交付規程に基づき、当該基準額から前提株価(対象期間の開始日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値)を除いた数をポイントとして、各対象者に付与しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、取締役の報酬に関しては取締役会にて、監査役の報酬に関しては監査役の協議にてそれぞれ決定しております。なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上に対応するため、取締役会の諮問機関として、取締役会議長および社外取締役を構成員とする指名報酬委員会を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項についての定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。

当社の、取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりです。

・方針の決定方法

取締役の報酬方針については、指名報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬方針については、監査役の協議にて決定しております。

・基本方針

当社グループは、技術に裏打ちされた独自性ある、かつ社会に有用な商品を経済世界で安くつくり適正価格で提供することで高い収益力を持つ強い企業になることを目指しております。そして、この方針を、中長期的な視野を持って追求することが、当社グループの中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上に資すると考えています。

この方針を遂行するにあたっては、当社の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲と、ステークホルダーの満足度向上を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社の経営陣に対しては、新たに一定割合が当社グループの中期計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入することとし、単年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

・個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬（金銭）・短期業績連動報酬（金銭）・中長期業績連動報酬（株式）の三区別としております。一方、社外取締役には、業務執行から独立した社外の立場から客観的なご意見、ご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬（金銭）のみ支給いたします。また、監査役の報酬につきましても、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬（金銭）のみ支給いたします。なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

当社の取締役の報酬体系は、役職（会長職、社長職、副社長職、専務職等の役付）の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとし、現在適用する階差は、短期・長期成果部分が基準額であった場合、専務職1に対し、会長、社長職は1.6内外の設定としております。

・業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定しております。

中長期業績連動報酬にかかる指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROIC、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

・非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方針

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付する制度です。

・個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

当社の業域は自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業におけるメカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役の短期・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の10%・20%としております。

・報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

・個人別の報酬等の内容の決定の方法

個別の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。

監査役報酬の支給案については、監査役会において監査役の協議により決定しております。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、銭未満四捨五入により表示しております。
3. 連結売上高・連結経常利益等の前期比増減率、当社の重要な子会社への出資比率は、小数第1位未満四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	115,956
現金及び預金	32,536
受取手形	1,622
売掛金	32,953
電子記録債権	6,429
商品及び製品	12,245
仕掛品	9,003
原材料及び貯蔵品	14,522
未収入金	4,213
その他	2,533
貸倒引当金	△102
固定資産	91,151
有形固定資産	65,383
建物及び構築物	25,268
機械装置及び運搬具	21,297
工具器具及び備品	3,445
土地	6,870
リース資産	1,605
建設仮勘定	6,895
無形固定資産	2,325
のれん	426
その他	1,899
投資その他の資産	23,441
投資有価証券	18,257
長期貸付金	441
繰延税金資産	3,164
その他	1,734
貸倒引当金	△156
資産合計	207,107

科目	金額
負債の部	
流動負債	46,968
買掛金	9,134
電子記録債務	2,742
短期借入金	2,427
一年以内に返済予定の長期借入金	11,975
未払金	3,668
リース債務	563
未払法人税等	2,316
契約負債	383
従業員預り金	4,345
賞与引当金	2,931
受注損失引当金	800
その他	5,678
固定負債	34,466
長期借入金	24,735
リース債務	874
退職給付に係る負債	7,339
環境対策引当金	299
その他	1,217
負債合計	81,435
純資産の部	
株主資本	94,956
資本金	10,490
資本剰余金	11,819
利益剰余金	79,415
自己株式	△6,769
その他の包括利益累計額	21,805
その他有価証券評価差額金	877
為替換算調整勘定	16,359
退職給付に係る調整累計額	4,568
非支配株主持分	8,909
純資産合計	125,671
負債純資産合計	207,107

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	167,042
売上原価	129,385
売上総利益	37,657
販売費及び一般管理費	29,549
営業利益	8,107
営業外収益	6,404
受取利息及び配当金	692
持分法による投資利益	3,317
その他	2,394
営業外費用	712
支払利息	522
その他	189
経常利益	13,799
特別利益	162
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	151
特別損失	1,126
固定資産売却損	6
固定資産除却損	69
減損損失	1,051
税金等調整前当期純利益	12,835
法人税、住民税及び事業税	3,647
法人税等調整額	101
法人税等合計	3,749
当期純利益	9,086
非支配株主に帰属する当期純利益	1,594
親会社株主に帰属する当期純利益	7,491

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 倉 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーグル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から提出された監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

イーグル工業株式会社監査役会

常勤監査役 佐竹秀生 ㊞

常勤監査役 射場泰光 ㊞

社外監査役 前原 望 ㊞

社外監査役 渡辺英樹 ㊞

社外監査役 梶谷 篤 ㊞

以 上

× 毛

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場ご案内

会場

芝パークビルB館地下1階 AP浜松町 N・Oルーム
東京都港区芝公園2丁目4番1号

最寄駅

J R | 山手線または京浜東北線 浜松町駅
地下鉄 | 都営浅草線 大門駅A6出口
| 都営大江戸線 大門駅A6出口
| 都営三田線 芝公園駅A3出口



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。